

自動運転に関する庁内推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 自動運転の導入・活用に関する総合的な検討及び庁内調整を図るため、自動運転に関する庁内推進会議（以下「庁内推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内推進会議は、次の事項について所掌する。

- (1) 自動運転の導入・活用に関する取組の進捗確認及び総合的な庁内調整に関すること。
- (2) 課題への対応策検討に関すること。
- (3) その他必要な事項。

(庁内推進会議)

第3条 庁内推進会議は、別表1に掲げる者をもって組織する。

- 2 庁内推進会議には議長を置く。
- 3 議長は、まちづくり局を所管する副市長をもって充てる。
- 4 副議長は、その他の副市長をもって充てる。

(会議)

第4条 庁内推進会議は、議長が招集する。

(幹事会)

第5条 庁内推進会議には、下部組織として幹事会を置く。

- 2 幹事会は、庁内推進会議の指示等により、事業の進捗状況等の把握、総合的な協議・調整等を行い、その内容を庁内推進会議に報告する。
- 3 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織する。
- 4 幹事会は、幹事長を置く。
- 5 幹事長は、まちづくり局交通政策室長をもって充てる。
- 6 幹事会は、幹事長が招集する。

(関係者の出席)

第6条 庁内推進会議及び幹事会に際し、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 庁内推進会議の事務局は、まちづくり局交通政策室とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内推進会議の運営等について必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年3月18日から施行する。

別表1 (第3条関係)

| | |
|-----|---|
| 議長 | まちづくり局を所管する副市長 |
| 副議長 | その他の副市長 |
| 委員 | 総務企画局長 財政局長 まちづくり局長 建設緑政局長 港湾局長 臨海部国際戦略本部長 川崎区長 交通局長 |

別表2 (第5条関係)

| | |
|-----|---|
| 幹事長 | まちづくり局交通政策室長 |
| 委員 | 総務企画局企画調整課担当課長 (企画調整) 財政局財政課長 建設緑政局長企画課長 建設緑政局長企画課担当課長 (計画調整担当) 港湾局長経営企画課長 臨海部国際戦略本部拠点整備推進部担当課長 (交通基盤) 臨海部国際戦略本部戦略拠点推進室担当課長 (基盤・環境整備) 川崎区役所まちづくり推進部企画課長 川崎区役所道路公園センター担当課長 (整備) 交通局企画管理部経営企画課長 交通局自動車部運輸課長 |